

# 定 款

2022年6月29日

株式会社 ディスコ

## 第一章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は株式会社ディスコと称し、英文では DISCO CORPORATION と記載する。

### (目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 超砥粒砥石および人造研削砥石の製造ならびに販売
2. 精密機械・半導体製造用機器および附属機器の製造ならびに販売
3. 各種精密部品・工具・治具・ゲージの製造ならびに販売
4. 電気機器・自動制御機器の製造ならびに販売
5. 前各号の製品のリースならびに中古品売買
6. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都大田区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、報酬委員会および監査委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第二章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,200万株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

### (単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第三章 株主総会

#### (招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

#### (招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

### 第四章 取締役および取締役会

#### (員数および選任方法)

第 18 条 当会社の取締役は 16 名以内とし、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (累積投票の排除)

第 19 条 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

#### (招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集する。

2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (招集手続)

第 22 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から 3 日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (決議)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第五章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会

#### (各委員の選定方法)

第 25 条 指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

2. 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

#### (各委員会規程)

第 26 条 各委員会に関する事項については、法令、本定款、取締役会規程のほか、取締役会において定める各委員会規程による。

### 第六章 執行役

#### (選任)

第 27 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

#### (任期)

第 28 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後、最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

#### (代表執行役および役付執行役)

第 29 条 取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、役付執行役を選定することができる。

### 第七章 会計監査人

#### (選任)

第 30 条 会計監査人の選任は、株主総会の決議により行う。

#### (任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当該定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

### 第八章 責任免除

#### (取締役等の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、当該取締役および執行役が善意かつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第九章 計 算

### (事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

### (配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当財産には利息をつけないものとする。

1984年 4月28日改正	2001年 6月28日改正
1985年 4月26日改正	2002年 6月27日改正
1986年 4月28日改正	2003年 6月26日改正
1987年 4月28日改正	2004年 6月24日改正
1988年 3月25日改正	2006年 6月23日改正
1988年 4月28日改正	2009年 6月23日改正
1989年 6月28日改正	2019年 6月25日改正
1990年 6月28日改正	2022年 6月29日改正
1992年 6月26日改正	
1994年 6月29日改正	
1998年 6月26日改正	